

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	土岐市

土岐市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業文化部 産業振興課
所在地 土岐市土岐津町土岐口2101
電話番号 0572-54-1111
FAX番号 0572-55-7763
メールアドレス sangyo@city.toki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	土岐市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
イノシシ	稲、果樹、野菜	663千円	48a
ニホンジカ	稲、果樹、野菜	216千円	18a
ツキノワグマ		0千円	0
計	稲、果樹、野菜	879千円	66a

(2) 被害の傾向

イノシシ：市内南部（山間部）で出没し、田に侵入し稲を倒す、畔を壊す、掘り返す等の被害が多い。近年、住宅街付近に出没するケースも増加しており、家庭菜園の食害や住宅敷地内での掘り返し等の被害が発生している。
ニホンジカ：市南部で出没が増加し、数年前と比較し被害（食害）が増加している。
ツキノワグマ：目撃情報があり、今後、農作物被害や人身事故の発生が懸念され、対策が必要となっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	48a	663千円	33a	464千円
ニホンジカ	18a	216千円	12a	151千円
ツキノワグマ	0a	0千円	0a	0千円
計	66a	879千円	45a	615千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ、ニホンジカ共に市が猟友会に委託し、捕獲を行っている。	新規の会員も出てきているが、全体的に猟友会員の高齢化が進んでいる。新規捕獲従事者に対する育成・技術の伝承が課題である。
防護柵の設置等に関する取組	岐阜県が行う補助金を活用する。 また市の補助事業も活用する。	対象者が、地区内で3戸以上の農地に限られる。農業者の高齢化が進んでおり、自力での柵の設置が困難。
生息環境管理その他の取組	誘因物（放任果樹・生ごみ等）の除去について周知する。	放置されている果樹の責任者が分からない場合がある。

(5) 今後の取組方針

- ・ 中山間地域等直接支払推進事業や日本型直接支払制度を活用し、地域が一体となった、草刈や耕作放棄地解消による、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進する。
- ・ 被害場所付近のみでなく、加害個体の生息している地域においても捕獲を実施し、全体頭数を減らすことにより出没回数を減少させていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市が被害者から報告を受け、現地調査を行った後、土岐市猟友会と連携しながら必要に応じて、檻の設置・捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・新規にわな免許を取得した者に対し、猟友会への加入を促すとともに、会員同士で技術の伝承や情報交換を図る。 ・引き続き、狩猟者の確保育成や、罟の貸し出し等猟友会の捕獲活動について支援する。
令和9年度		
令和10年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 近年のイノシシの捕獲実績（R4年度351頭・R5年度426頭・R6年度379頭・R7年度（12月まで）222頭）と被害状況を踏まえ、450頭／年間とする。 ・ニホンジカ 近年のニホンジカ捕獲実績（R4年29頭・R5年10頭・R6年24頭・R7年度（12月まで）15頭）や目撃情報が増加傾向にあることを踏まえ、40頭／年間とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	450	450	450
ニホンジカ	40	40	40
ツキノワグマ	— ※捕獲計画の実施予定なし		

捕獲等の取組内容

被害が多い地域を重点的に、農村地域以外にも目撃情報や被害情報が多い場所においても捕獲活動を通年で行っていく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

--

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	ワイヤーメッシュ柵等の(延長 3,000m)の設置	ワイヤーメッシュ柵等の(延長 3,000m)の設置	ワイヤーメッシュ柵等の(延長 3,000m)の設置

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	設置した侵入防止柵の管理簿作成	設置した侵入防止柵の管理簿作成	設置した侵入防止柵の管理簿作成
	設置した侵入防止柵の管理契約	設置した侵入防止柵の管理契約	設置した侵入防止柵の管理契約

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

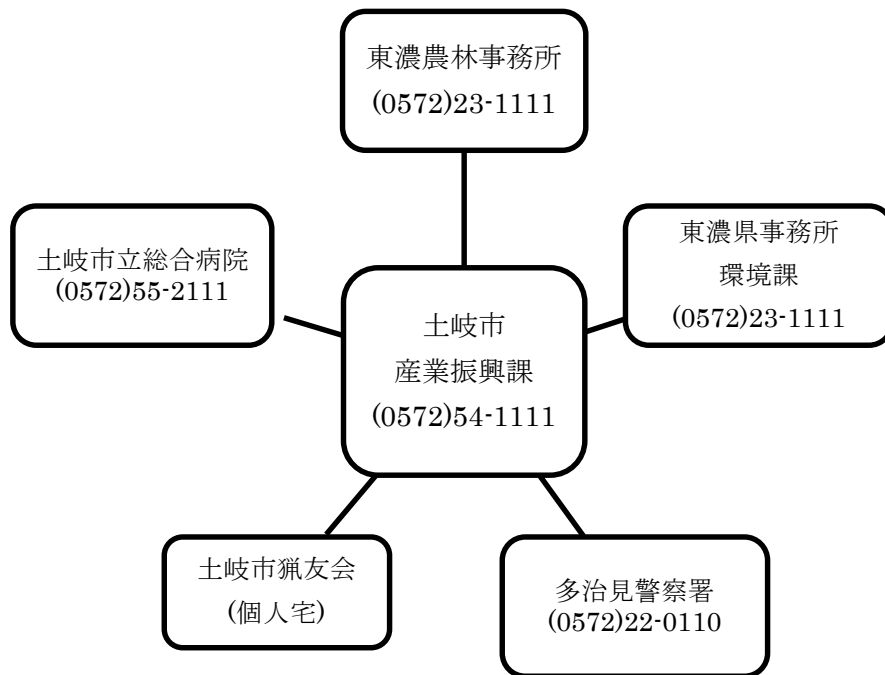
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害の実態を把握する。 ・草刈りを行うなど、被害予防策の啓発・奨励。 ・市職員が研修会へ参加するなどし、被害対策技術の習得・普及を行う。
令和9年度		
令和10年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
東濃農林事務所	有害鳥獣に関する情報提供
東濃県事務所	狩猟免許更新・狩猟者登録・その他必要な援助
多治見警察署	銃砲所持の許可・通行規制・安全確保
土岐市	有害鳥獣に関する情報提供・関係機関との連絡調整・その他必要な援助
土岐市猟友会	有害鳥獣捕獲実施
土岐市立総合病院	負傷者の手当

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した個体については市環境センターへ搬入し、焼却・埋設処分を行う。
- ・捕獲現場での埋設を行う。
- ・ジビエ処理施設への搬入。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ジビエ処理施設へ搬入し、食肉としての活用を図る。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	土岐市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
土岐市猟友会	有害鳥獣捕獲の実施を行う。
土岐市農業委員会	有害鳥獣に関する情報提供・収集。
土岐市内農業者代表	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止柵の実施。
土岐市連合自治会	有害鳥獣に関する情報提供・収集。
岐阜県東濃農林事務所	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・その他必要な援助を行う。
陶都信用農業協同組合	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止に関して必要な援助を行う。
陶都森林組合	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止に関して必要な援助を行う。
土岐市	協議会の事務運営・関係機関との連絡調整。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岐阜県農業共済組合 東濃支所	有害鳥獣に関する情報提供
岐阜県東濃県事務所環境課	有害鳥獣に関する情報提供・その他必要な援助を行う。
ジビエ処理施設	ジビエの普及

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の設置に向けて、猟友会等関係組織と協議する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 当計画外の鳥獣による被害が拡大し、対策が必要となった場合は、関係機関と協議し、計画修正も視野に入れ、効果的な被害防止に努める。
- ・ 広域的な鳥獣被害対策に対処するため、近隣自治体や関係機関との連携を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--